

公 示

令和元年 11 月 15 日
国立研究開発法人水産研究・教育機構
総務部長 高橋 宏昌

下記の事業について、実施者を募集します。応募される方は、本公示内容及び各種添付書類記載事項を了承のうえ、下記によりご応募下さい。

記

1. 事業名 海洋水産資源開発事業（ブリ優良人工種苗周年供給システムの構築）における令和2年度種苗供給プログラム

2. 事業実施の概要及び目的

本事業は、養殖分野の成長産業化に資するため、種苗生産機関・養殖業者（以下「養殖業者等」という。）に対してブリの人工種苗又はブリ受精卵を販売し、海外マーケットへの周年出荷体制の構築に向け、養殖業者等自らの創意工夫による効率的・効果的な活用手法の確立を促すとともに、得られた知見の蓄積及び普及を行い、国内ブリ養殖業の競争力の底上げを図ることを目的とする。

3. 本公示事業の実施に伴い売払う物件

物件	総販売予定数量	最小販売単位	上限販売数量
受精卵（令和2年8月）	30万粒	1万粒	30万粒
受精卵（令和2年10～11月）	200万粒	1万粒	100万粒
受精卵（令和2年12月）	50万粒	1万粒	50万粒
受精卵（令和3年1～2月）	20万粒	1万粒	20万粒
人工種苗5cm（令和2年10月）	30 70 千尾	1千尾	30千尾
人工種苗5cm（令和3年3月）	70千尾	1千尾	30千尾

注1：一者あたりの販売数量は、最小販売単位の倍数、かつ上限販売数量以下とする。

注2：受精卵の引き渡し場所は、国立研究開発法人水産研究・教育機構西海区水産研究所五島庁舎（長崎県五島市玉之浦町布浦122-7）とする。

注3：人工種苗の引き渡し場所は、令和2年10月は国立研究開発法人水産研究・教育機構東北区水産研究所宮古庁舎（岩手県宮古市崎山4-9-1）、令和3年3月は五島庁舎とする。

4. 応募資格

(1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付

- け水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (4) 経営状態が著しく不健全と認められる者でないこと。
 - (5) 海洋水産資源開発事業(ブリ優良人工種苗周年供給システムの構築)における種苗供給プログラム実施手順(平成30年12月1日。以下「実施手順」という。)様式第1号「購入希望調査(兼参加表明書)」を機構に提出している者であること。

5. 応募に係る説明会等

質疑がある場合には、令和元年11月29日までに下記8.あてにファックス又はメールにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は当該質疑のあった者に行うとともに当機構のホームページにて公表することにより応募に係る説明会に代える。なお、当該日以降に質疑があった場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

6. 提出書類

①応募要領に基づく事業実施計画書(応募要領様式第1号及び第2号)

②女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)に基づく認定(えるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業)及び青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール認定)を受けている者は、基準適合認定通知書等認定について企画提案書に記載のうえ、認定状況のわかる資料

※えるぼし認定企業について、1段階目及び2段階目の場合は、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこととし、行動計画の場合は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

7. 事業実施計画書の作成等

事業実施計画書の作成・応募等に係る一切の経費は応募者の負担とし、提出した書類は返却しない。

また、事業実施計画書等は採点等本委託事業にかかる事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。

事業実施計画書等に使用する言語は日本語とする。

8. 書類の提出場所等

- (1) 提出期限 令和元年 12 月 13 日 12 時 00 分
(郵便の場合は書留郵便（一般書留又は簡易書留）とし、期限までに必着のこと。)
- (2) 提出部数 紙媒体で 1 部
なお、提出書類は機構が複写機を使用して審査委員会に必要な部数を用意するため、製本は行わずダブルクリップ等で留めたものを提出すること。
- (3) 提出場所及び問い合わせ先
〒220-6115
神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-3-3
クイーンズタワー B 15 階
国立研究開発法人水産研究・教育機構 開発調査センター 大河内、小田
電 話：045-277-2561~4
F A X：045-227-2705
メール：huri-kounyu@ml.affrc.go.jp

9. 事業実施計画書等の審査方法及び審査基準

機構内に設ける審査委員会において、応募要領別添で定める審査項目及び審査基準に従い審査する。

10. 実施者の決定及び通知等

上記 9. の審査に基づき、実施手順第 8 条に規定する方法により実施者を決定することとし、審査結果は全ての参加者に通知する。

なお、本事業に係る契約は、契約候補者と契約の協議が整い次第、機構との間で締結する。ただし、契約条件が合致しない場合には、契約の締結ができないこともある。

11. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等^{※1}として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること^{※2}

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注 1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

12. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

本企画競争の結果、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。